

計量法特定計量証明事業者認定制度

MLAP : Specified Measurement Laboratory Accreditation Program

制 度 概 要

特定計量証明事業者認定制度 (MLAP : Specified Measurement Laboratory Accreditation Program) は、ダイオキシン類などの極微量物質の計量証明の信頼性向上を図るために導入された認定制度です。

MLAP の導入により、極微量物質の計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして、政令で定める事業（特定計量証明事業）を行おうとする者は、IAJapan に認定の申請をすることで、当該事業を行うために必要な能力を有している旨の認定を受けることができるようになりました。

事業者は、以下の4つの区分により認定を受けることができます。

- ① 大気中のダイオキシン類の濃度の計量証明の事業
- ② 水又は土壌中のダイオキシン類の濃度の計量証明の事業
- ③ 大気中のクロルデン、DDT 及びヘプタクロルの濃度の計量証明の事業
- ④ 水又は土壌中のクロルデン、DDT 及びヘプタクロルの濃度の計量証明の事業

認定審査の基準は、経済産業省告示（平成14年）の「ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準」、「クロルデン等に係る特定計量証明事業の認定基準」です。これらは、ISO/IEC 17025 に沿って具体化された内容となっています。

認定された特定計量証明事業者は、認定された範囲の計量証明を実施した場合、計量証明書には下記の MLAP 標章を付すことができます。



MLAP によって、ppt（1兆分の1）や ppq（1000兆分の1）といった従来の計量制度で想定されていたよりもはるかに低い濃度レベルにおける極微量分析の精度を担保し、より信頼性の高い試験結果を世の中に提供することが可能となります。

お問い合わせ先



独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)
認定センター (IAJapan) 〈MLAP 担当〉
Tel. 03-3481-1633
Fax. 03-3481-1937
<https://www.nite.go.jp/iajapan/mlap/>